

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年3月31日

鳥取地方法務局倉吉支局 登記官 釜谷和雄

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2701-2024-0005	東伯郡琴浦町大字八橋字雀ヶ瀧3438-1
2701-2024-0006	東伯郡琴浦町大字八橋字雀ヶ瀧3438-2